<u>寿都警察署管内において、北海道漁業調整規則違反</u>事件が発生しました!

海面や内水面において、網口又は網の長さが40cm以上のたも網を用いて水産動植物を採ることは禁止されています!





海面や内水面においてやす又 はかぎ (「弓」っ掛け釣り」を含む)を 用いて水産動植物を採ることは禁 止されています!



原都警察署 0136-62-2110

